

令和元年第3回広尾町議会臨時会 第1号

令和元年5月13日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 報告第3号 専決処分の報告について
- 5 報告第4号 専決処分の報告について
- 6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 8 議案第34号 工事請負契約の締結について
- 9 議案第35号 財産の取得について
- 10 議案第36号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第37号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第38号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（13名）

1番 浜野 隆	2番 萬亀山 ちず子
3番 北藤 利通	4番 前崎 茂
5番 志村 國昭	6番 山谷 照夫
7番 星加 廣保	8番 渡辺 富久馬
9番 小田 英勝	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	白 石 晃 基
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子

併 総 務 課 参 事	西	内	努
併 総 務 課 主 幹	折	笠	和
併 総 務 課 主 幹	山	岸	一
企 画 課 長	雄	谷	裕
企 画 課 長 補 佐	及	川	之
住 民 課 長	齊	藤	津 雄
住 民 課 長 補 佐	佐	藤	美
住 民 課 長 補 佐	楠	本	美
兼 住 民 課 長 補 佐	村	上	子
保 健 福 祉 課 長	宝	泉	大
兼老人福祉センター所長	宝	泉	大
兼地域包括支援センター長	宝	泉	大
健康管理センター長	村	上	子
保健福祉課子育て支援室長	浜	頭	力
保健福祉課子育て支援室長補佐	山	崎	和
認定こども園ひろお保育園長	道		子
認定こども園ひろお保育園副園長	成	田	ま ゆ み
兼 豊 似 保 育 所 長	成	田	ま ゆ み
特別養護老人ホーム所長	金	石	義
特別養護老人ホーム次長	佐	藤	清
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝
兼養護老人ホーム次長	佐	藤	清
農 林 課 長	平		浩
農 林 課 長 補 佐	寺	井	
兼 町 営 牧 場 長	平		浩
水産商工観光課長	室	谷	直
建設水道課長	前	田	憲
建設水道課主幹	北	藤	盛
兼下水終末処理センター長	前	田	憲
港 湾 課 長	森	谷	
港 湾 課 長 補 佐	安	岡	伸 弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長 補 佐	山	畑	裕	貴

学校給食センター所長	山	岸	達	也
社 会 教 育 課 長	小	川	浩	司
図 書 館 長	奥	村	京	子
兼 海 洋 博 物 館 長	小	川	浩	司

〈 農 業 委 員 会 〉

会	長	今	村	弘	美
事 務 局 長		西	脇	秀	司

○出席事務局職員

事 務 局 長	道	淳	一
事 務 局 次 長	保	坂	也
総 務 係 主 事	西	村	萌

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

1、議長（堀田） ただいまから、令和元年第3回広尾町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。

本臨時会には、町長から報告2件、承認2件、議案5件を受理しております。

次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申し出のあった当該関係者の出席を求めています。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前崎茂議員、10番、^{おだ}小田雅二議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和元年第3回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

まず、1点目の4月1日付の人事異動についてであります。

保健福祉課に新たに子育て支援室を設け、ひろお保育園と幼稚園を統合し認定こども園としたほか、独法化した国保病院への派遣などにより、異動件数は96件となりました。昇格者は、課長補佐職から課長職へ4人、係長職から課長補佐職へ4人、係から係長職へ6人であります。採用者数は

8人でありまして、うち新規採用職員は、一般行政職員6人、再任用が2人です。

次に、職員数であります。病院の独法化により大幅な減となりまして、4月1日現在151人となり、昨年4月1日の職員数と比較して43人の減であります。役職別では、課長職16人、補佐職18人、係長職42人、係74人、準職員1人です。

なお、異動後の機構につきましては、別添の資料機構図のとおりとなっておりますので、後ほどご確認をお願いします。

次に、行政区域の再編についてであります。

町内会の合併につきましては、平成10年より町内会連合会と町が連携を図りながら取り組んでおります。このたび、美幌町内会とフンベ町内会は合併協議を終え、正式に合併が決定いたしました。

両町内会は、会員の減少や高齢化などにより、役員のなり手不足や葬儀の手伝いなどの人手が足りない状況が続いていたことから、平成30年5月から本格的に合併協議を進めておりました。平成31年3月28日に両町内会長による確認会議において合併が正式決定され、同年4月1日から新たに桜町内会となりましたことを報告申し上げます。

今後におきましても、地域事情を踏まえた行政区域の見直しや検討を行うとともに、各町内会や町内会連合会とも十分に連携を図り、地域づくりの核となる町内会の機能強化に努めてまいります。

3点目の工事請負契約の締結についてであります。

工事名につきましては、養護老人ホーム配管改修工事です。

契約の相手方は、広尾郡広尾町丸山通北7丁目3の2、有限会社田中建設、代表取締役田中久であります。

契約額は、4,428万円です。

工期につきましては、平成31年4月25日から令和元年11月29日までです。

工事の概要でありますけれども、施工場所につきましては、公園通南4丁目1番地、養護老人ホームです。施設内の配管改修工事です。

指名業者等の状況についてです。フジ暖房工業株式会社、森設備工業株式会社、株式会社奥原商会、浅岡工業株式会社、有限会社田中建設、株式会社畑下興業の6業者をもって入札を行いました。落札率につきましては、98.9%です。

以上、行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第3号

1、議長（堀田） 日程第4、報告第3号 専決処分の報告についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、報告第3号の専決処分の報告についてです。

議案書 1 ページでありますけれども、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

記として、平成 30 年度広尾町一般会計補正予算（第 12 号）についてであります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。

平成 30 年度広尾町一般会計補正予算（第 12 号）についてであります。

専決処分の理由であります。基金の積み立ての確定、長期債の借入申請手続について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成 31 年 3 月 31 日であります。

次のページの平成 30 年度広尾町一般会計補正予算（第 12 号）についてであります。

第 1 条は、予算の総額からそれぞれ 3,401 万 8,000 円を減額し、76 億 4,277 万 2,000 円とするものであります。

第 2 項につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第 2 条は地方債の補正でありまして、地方債の変更を第 2 表でお示しをするものであります。

4 ページの歳入であります。

2 款地方譲与税から 10 款交通安全対策特別交付金までにつきましては、それぞれ 3 月末での国からの交付額確定により整理を行ったものであります。

15 款 1 項財産運用収入につきましては、財政調整基金及びまちづくり基金の利子収入、繰替運用収入の確定により整理を行ったものであります。2 項の財産売払収入につきましては、立木売払収入及び J-クレジット売払収入の確定により整理を行ったものであります。

16 款 1 項寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金等の確定により整理を行ったものであります。

17 款 1 項繰入金につきましては、減債基金、国鉄広尾線代替輸送確保基金、中川一郎記念館運営基金及びまちづくり基金からの繰入金でありまして、歳出の確定によりまして繰入額の確定を行い、整理をしたものであります。

19 款諸収入、5 項雑入につきましてであります。中川一郎記念館での記念誌販売収入追加でありまして、基金整理にかかわるものを整理したものであります。

20 款 1 項町債につきましては、過疎対策事業債の減額でありまして、事業費の確定に伴い整理をするものであります。

次、歳出の関係であります。

2 款 1 項総務管理費につきましては、財産管理費につきまして基金積立金の追加、企画費につきましては財源内訳の補正、広尾線転換促進関連事業費及び中川一郎記念館管理費につきましては、歳出の確定に伴う整理、150 年記念事業費につきましては、財源内訳の補正を行ったものであります。

3款1項社会福祉費につきましては、社会福祉振興資金寄附金の確定に伴い、基金へ積み立てるものであります。

4款1項保健衛生費につきましては、財源内訳の補正であります。

5款1項農業費につきましては、立木売払収入、Jークレジット売払収入及び寄附金の確定に伴い、農山漁村ふるさと事業基金へ積み立てるものであります。

6款1項商工費につきましては、財源内訳の補正であります。

9款1項教育総務費につきましては、教育振興資金寄附金の確定に伴う教育振興基金積立金の追加を行ったものであります。2項小学校費につきましては、財源内訳の補正であります。

11款1項公債費につきましては、財源内訳の補正であります。

次に、7ページであります。第2表、地方債補正の変更であります。

過疎対策事業債2件について整理をしたものであります。

町債の合計から1,260万円を減額し、9億5,077万1,000円とするものであります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第5 報告第4号

1、議長（堀田） 日程第5、報告第4号 専決処分の報告についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第4号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

記といたしまして、平成30年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第6号）であります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

平成30年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第6号）についてであります。

専決処分の理由であります。基金の積み立てについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成31年3月31日であります。

次のページの平成30年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第6号）であります。

第1条は歳出予算の補正で、補正後の歳出予算の金額は「第1表 歳出予算補正」によるものであるものであります。

次のページの歳出であります。

2款1項介護サービス等諸費298万1,000円の減額であります。保険給付費の確定により整理を行ったものであります。

3款1項基金積立金 298 万 1,000 円の追加であります、歳出額の確定により介護給付費準備基金の積立額を整理したものであります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告第4号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第6 承認第2号～日程第7 承認第3号

1、議長（堀田） 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてと日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて一括して提案理由を申し上げます。

12 ページであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

記といたしまして、平成30年度広尾町一般会計補正予算（第13号）であります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

平成30年度広尾町一般会計補正予算（第13号）についてであります。

専決処分の理由であります。介護サービス事業特別会計への繰出金の追加について、地方自治法第179条第1項、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成31年3月31日であります。

次のページであります、平成30年度広尾町一般会計補正予算（第13号）であります。

第1条は、歳出予算の補正でありまして、補正後の歳出予算の金額は「第1表 歳出予算補正」によるとするものであります。

15 ページの歳出であります。

3款1項社会福祉費 100 万円の追加については、介護サービス事業特別会計繰出金を追加するものであります。

12 款予備費につきましては、財源調整でありまして、全体予算を整理したものであります。

次のページであります、地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

記といたしまして、平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）であります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。

平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）についてであります。

専決処分の理由であります。介護保険収入の収入不足見込みによる減額補正、及び財源調整のための一般会計繰入金の追加補正について、地方自治法第179条第1項、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成31年3月31日であります。

次のページの平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）であります。

第1条は、歳入予算の補正でありまして、補正後の歳入予算の金額は「第1表 歳入予算補正」によるとするものであります。

次のページの歳入であります。

1款1項介護給付費収入100万円の減額については、確定見込みによる減額であります。

2款1項繰入金100万円の追加につきましては、一般会計繰入金による整理をするものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。承認方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。承認第2号 専決処分の承認を求めることについてと承認第3号 専決処分の承認を求めることについての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第2号と承認第3号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本件2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件2件は討論を省略します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについてと承認第3号 専決処分の承認を求めることについての2件を一括採決します。

お諮りします。本件2件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件2件は承認することに決しました。

◎日程第8 議案第34号

1、議長（堀田） 日程第8、議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第34号 工事請負契約の締結についてであります。

工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

工事名であります。豊似小学校校舎改築（解体・建築）工事であります。

契約額は、5,076万円であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町並木通東2丁目138番地、アカイシ建設株式会社、代表取締役赤石浩行であります。

工事の概要についてであります。施工場所につきましては、字紋別18線50番地、52番地の1でありまして、豊似小学校の旧校舎の解体撤去工事並びに物置木造平家建ての建築であります。面積は38.88平米であります。改修につきましては、玄関の平家建ての改修でありまして、建築面積は9平米であります。

予定工期につきましては、本議案の議決後、令和元年9月13日までであります。

指名業者等の状況であります。株式会社畑下組、アカイシ建設株式会社、株式会社濱中建設の3業者をもって入札を行ったところでありまして、落札率につきましては、88.2%であります。

以上で、提案理由とさせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第34号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第35号

1、議長（堀田） 日程第9、議案第35号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第35号 財産の取得についてであります。

財産を取得するにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであるとします。

事業名であります、雪寒機械購入事業（除雪ドーザ）であります。

取得財産につきましては、除雪ドーザ（13トン）1台であります。

取得の目的につきましては、既存除雪ドーザの老朽化に伴う更新購入であります。

取得価格につきましては、2,010万9,600円であります。

契約の相手方は、帯広市西24条北1丁目3番4号でありまして、コマツ道東株式会社帯広支店、支店長山口英明であります。

事業の概要であります、雪寒機械13トンドーザ1台であります。

予定工期は、本議会の議決後、令和元年10月31日までであります。

指名業者等の状況であります。日本キャタピラ合同会社帯広営業所、北海道川崎建機株式会社帯広支店、コマツ道東株式会社帯広支店の3業者をもって入札を行っております。落札率につきましては、60.3%であります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「質疑なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第35号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第36号～日程第11 議案第37号

1、議長（堀田） 日程第10、議案第36号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定についてと日程第11、議案第37号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第36号と議案第37号につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

今回の広尾町税条例及び広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等が平成31年3月29日、改正、公布されたことに伴い、本町の条例の関連条文を改正するものであります。

主な改正内容でありますけれども、1つとして、ふるさと納税制度の見直し、2つ目、住宅ローン控除の拡充に伴う措置、3点目、軽自動車税に係るグリーン化特例の見直し、4点目、需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減、5点目ではありますが、子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置が主なものであります。

また、広尾町都市計画税条例の改正につきましては、参照条例の改正等に伴う改正内容となっております。

詳細につきまして、担当課長から補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、提案理由の説明をさせていただきます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） それでは、補足説明をさせていただきます。

補足説明の前に説明資料の訂正があります。大変申しわけありません。議案資料の6ページを開きいただきたいと思います。上から4行目、令和元年10月1日の行であります。後ろのほう、後段になります。右から13文字目、何々までの間に「所得」とありますが、正しくは「取得」でございます。おわびして訂正申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、補足説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い改正を行うものであります。

議案資料の表紙にあります議案第36号広尾町税条例新旧対照表、第1条から第5条までありますが、本条例の一部改正につきましては第1条関係での改正が主なもので、主に適用日が平成31年4月1日であります。ただ、改正内容によって施行日が異なります。第2条関係では第1条関係による軽自動車税に係るグリーン化特例の改正を改正したものと、環境性能割の臨時的軽減、第3条関係では第2条関係による軽自動車税に係るグリーン化特例の改正を改正したもの、個人町民税の非

課税措置の対象の追加、第4条関係では平成28年に一部改正した条例の一部改正、第5条関係では平成30年に一部改正した条例の一部改正を行うものであります。議案資料にて説明させていただきますが、新旧対照表につきましては内容に沿って条文の追加、削除等整理を行ったものでありますので、説明を省略させていただきたいと思います。

それでは、議案資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

1、広尾町税条例の一部改正であります。

第1条による改正でございます。

1の町民税関係です。

(1)、ふるさと納税制度の見直しでございますが、1つ目の丸、寄附金税額控除であります、特例控除額の控除対象となる寄附金を特例控除対象寄附金とするものです。ふるさと納税につきましては、寄附金のうち2,000円を超える部分について一定の上限まで原則として所得税、個人住民税から全額控除するものですが、下の控除イメージであります、下の表の右側、個人住民税の税額控除（特例分）とありますが、今回の改正で総務大臣が基準に適合する地方団体をふるさと納税特例控除の対象として指定するものであります。基準ですが、①としまして、寄附金の募集を適正に実施すること、②、①の地方団体で返礼品の返礼割合を3割以下とすること、返礼品を地場産品とすることが主な基準でございます。これまでは、いずれの地方団体にふるさと納税の寄附金を支出したとしても、特例的な税額控除が受けられてきましたが、見直し後の制度におきましては、寄附金の募集を適正に行う地方団体として総務大臣が指定したものに対する寄附金に限って、これまでと同じ特例的な税額控除の対象とすることとなったものでございます。

条例第34条の7関係、施行日は令和元年6月1日でございます。

次のページでございます。

2つ目の丸、寄附金税額控除における特例控除額の特例ですが、地方税法第314条の7の改正に伴う規定の整備でございます。

3つ目の丸、①、個人の町民税の寄附控除額に係る申告の特例等ですが、申告特例の対象を特例控除対象寄附金とするなどの規定の整備でございます。現在、地方団体に対する寄附金の全てが対象となっているワンストップ特例制度について、特例控除の対象となる寄附金のみを対象とする改正でございます。

②です。特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が送付されたときに、申告特例控除の適用があるものとするものです。ふるさと納税者が納税先の地方団体にふるさと納税と特例申請書の提出をします。ふるさと納税先の地方団体において、納税者情報やふるさと納税情報をふるさと納税者の住所地の地方団体に通知書を送付します。このときに申告特例控除の適用があるものとするものでございます。

次、(2)です。住宅ローン控除の拡充に伴う措置でございます。

丸、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除です。

①としまして、所得税の住宅ローン控除の改正によりまして、延長される控除期間（11年目～13年目）において所得税から控除し切れない額につきまして、現行制度と同じ控除限度額の範囲で個

人住民税から控除するものとし、住宅ローン控除の適用期間を令和13年から令和15年までに延長するものです。

下の表、個人住民税における住宅ローン控除をごらんいただきたいと思います。右側の今回の対策とありますが、令和元年10月1日から令和2年12月31日の間に居住の用に供した場合、適用年の11年目から13年目の所得税の住宅ローン控除に残額がある場合、表の真ん中になります。翌年度分の個人住民税から当該年分の所得税の課税総所得金額等に7%を掛けて得た額、限度額が13万6,500円であります。その限度額の範囲内で減額するものでございます。

次のページの図なのですが、住宅ローン控除の拡充のイメージです。

右側の四角の中にあります。控除期間を3年延長、消費税率2%引き上げの負担に着目しまして、建物購入価格の2%の範囲で減税とありますが、これは借入金年末残高の1%か建物購入価格に2%を掛けて3で割った額、そのどちらか小さい額で所得税から控除します。そして、控除し切れない額について個人住民税から控除するものでございます。

続きまして、3ページでございます。

2、固定資産税関係でございます。

(1)、固定資産税等の特例措置でございます。

1つ目の丸、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合です。

①、水質汚濁防止のための汚水または廃液の処理施設について課税標準をその価格に3分の1を乗じて得た額を2分の1とすると見直した上で、その対象資産の取得期限を令和2年3月31日まで延長するものです。

②については、参照条項の改正等に伴う改正でございます。

2つ目の丸、新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告。政令改正等に合わせた規定の整備でございます。

3つ目の丸、東日本大震災に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等ですが、これも規定の整備でございます。

4ページをお願いしたいと思います。

3、軽自動車税関係でございます。

(1)、軽自動車税に係るグリーン化特例の見直しです。

1つ目の丸、軽自動車の環境性能割の導入を契機に、軽自動車に係るグリーン化特例の対象を電気軽自動車等に限定する見直しを行うものです。

なお、消費税率引き上げに配慮しまして、現行の特例措置を2年間延長した上で、令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた軽自動車について適用することとしております。

①ですが、平成29年度、平成30年度、②、令和元年度、令和2年度、それぞれ初回車両番号指定を受けた環境負荷の少ない軽自動車につきましては、それぞれ翌年度にかけて、下の表の真ん中辺になりますが、おおむね75%、50%、25%の税率の軽減を行うものですが、③に戻っていただきますと、令和3年度、令和4年度につきましては、表の真ん中ほどになります。附則第16条第2項、電気軽自動車、基準を満たす天然ガス軽自動車に限定して税率をおおむね75%軽減するものでござ

います。

条例附則第 16 条関係、①については適用日、平成 31 年 4 月 1 日。

②については、施行日、令和元年 10 月 1 日。なお、これについては第 2 条による改正のものが、関連がありますので、第 1 条での説明といたします。

③については、施行日、令和 3 年 4 月 1 日、第 3 条による改正ですが、同じく関連があるものです。

2 つ目の丸、軽自動車税（の種別割）の賦課徴収の特例でございます。

町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定を受け、そのことを理由として当該認定を取り消されたことによるものであるときは、当該認定の申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る軽自動車の所有者とみなして軽自動車税の種別割に関する規定を適用するものです。この場合の納付額については、不足額の 10% を当該不足額に加算した額とするものでございます。

条例附則第 16 条の 2 関係、①については規定の整備、適用日が平成 31 年 4 月 1 日。

②については新設です。施行日、令和元年 10 月 1 日。なお、これについては、第 2 条による改正のものです。

③については規定の整備、施行日、令和 3 年 4 月 1 日、第 3 条による改正でございます。

続きまして、第 2 条による改正に移りたいと思います。

町民税関係です。

1 つ目の丸、町民税の申告で申告書記載事項の簡素化です。年末調整の適用を受けた方が確定申告書を提出する際、年末調整での所得控除額と確定申告で適用を受けようとする所得控除額が同額の場合、所得控除に関する事項は年末調整で適用を受けた所得控除額の合計額の記載によることができる。内容の説明は要しないというものです。この際、住民税申告書においても同様の取り扱いとなるものでございます。

2 つ目の丸と 3 つ目の丸ですが、個人の町民税に係る給与所得者、年金受給者の扶養親族申告書です。単身児童扶養者の扶養親族申告書（給与・年金）記載事項への追加です。第 3 条による改正で説明いたしますが、個人住民税の非課税措置の対象となる単身児童扶養者の追加に伴いまして、個人住民税の賦課決定を行うに当たり、納税義務者が非課税措置の対象となるか否かを判断するための情報を取得することが必要になります。単身児童扶養者である旨を記載することによるものでございます。

3 つ目の丸、町民税に係る不申告に関する過料ですが、条例第 36 条の 2 の改正に伴う整備でございます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

2、軽自動車税関係です。

（1）、需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減です。消費税 8 % から 10 % への引き上げに伴う対応といたしまして、耐久消費財である自動車の取得時の負担を減らすため、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日、特定期間といたしますが、その間に取得した自家用軽自動車について

臨時的に環境性能割の税率1%を軽減するものでございます。

1つ目の丸、2つ目の丸について、一定の基準を満たす自家用軽乗用車について取得が特定期間に行われたときに限り、環境性能割を非課税、それから1%とするものです。下の図に示しておりますが、1%が非課税に、2%が1%になるものでございます。

3つ目の丸、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例です。環境性能割の賦課徴収の特例を新設したものです。

内容につきましては、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例と同じですが、町長が適用するものが北海道知事の適用とする文面でございます。偽りその他不正の手段により国土交通大臣の指定を受け、それを取り消されたことによる軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の適用に係るものでございます。

次のページです。

4つ目の丸です。軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例です。

北海道が当分の間、市町村にかわって軽自動車税の環境性能割に係る非課税及び減免に係る事務を行うに当たりまして、減免事務に係る取り扱いを統一するものでございます。

続きまして、第3条による改正でございます。

1、町民税関係。

丸、個人の町民税の非課税の範囲です。子どもの貧困に対応するため、個人住民税の非課税措置の対象としまして、単身児童扶養者を加えるものです。下の四角で囲まれていますが、対象の追加といたしまして、児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者を単身児童扶養者として非課税の対象につけ加えるものでございます。

続きまして、第4条による改正です。

地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う改正でありまして、規定の整備でございます。

次のページでございます。

第5条による改正です。

地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う改正でありまして、1つ目の丸、法人の町民税の申告納付です。大法人に対する申告書の電子情報処理組織、インターネットによる提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回路の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難と認められる場合の宥恕措置についての規定です。具体的に申しますと、町長の承認を受けたときは、申告書等を書面により提出できることとするものでございます。

2つ目の丸については、法律改正に合わせた規定の整備でございます。

本改正条例は、第1条による改正では公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものが主なものですが、改正内容により施行日が異なりまして、記載のとおりとなるものでございます。

続きまして、広尾町都市計画税条例の一部改正であります。

(1)、法律改正に合わせての改正でありまして、参照条項の改正に伴う改正です。
条例附則第2項、第3項及び第14項、適用日は平成31年4月1日でございます。
施行日については、記載のとおりとなっております。
以上で、補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第36号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定についてと議案第37号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第36号と議案第37号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第36号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定についてと議案第37号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第38号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第38号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第38号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の改正の趣旨は、1つ目として賦課限度額の引き上げの改正、2つ目は所得が低い世帯への

保険税率軽減制度のうち5割軽減、2割軽減の基準額を拡大し、3つ目としては国保税率の改正をするものであります。

これにつきましては、道に納付金を納めるために必要な本町の国保税率が標準保険税率として北海道より示されましたけれども、その税率に5か年かけて近づけるものでありまして、本年はその2年目の年に当たる改正であります。

詳細につきましては、担当課長から補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案資料の41ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正の主な内容といたしましては、地方税法施行令の改正等によるものでございます。

1つ目ではありますが、賦課限度額の改定であります。

国民健康保険税は、医療給付費分である基礎課税額、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つに分かれて課税されております。今回は、このうち基礎課税額に係る課税限度額を58万円から61万円に改正するものであります。

2つ目ではありますが、保険税の軽減対象となる所得基準額を引き上げるものであります。

国民健康保険税は所得に応じて7割、5割、2割の軽減がされますが、今回は、このうち5割軽減と2割軽減の基準額が改正されておりまして、5割軽減につきましては、所得基準額の算定金額を27万5,000円から28万円に、2割軽減につきましては、同じく50万円から51万円に引き上げるものでございます。

42ページをお開きいただきたいと思います。

3点目といたしましては、国保税率の改正であります。

これにつきましては、道に納付金を納めるのに必要な本町の国保税率が標準保険税率として道より示されました。その税率に5か年をかけて近づけるもので、本年はその2年目の年に当たる改正でございます。

改正の内容でございます。

左上が現行税率でございます。所得割の医療分6.9%、支援分2.32%、介護分0.91%、合計10.13%を、右上になりますが、医療分6.97%、支援分2.33%、介護分1.13%の合計10.43%と改正したいとするものです。率にして0.3%の増となります。

左上中段の現行税率の均等割ですが、医療分2万4,500円、支援分7,300円、介護分6,500円で合計3万8,300円、これを右上の中段、医療分2万5,100円、支援分7,700円、介護分7,200円、合計4万円に改正したいとするものでございます。金額で1,700円、率にしまして4.25%の増となります。

左上下段の現行税率の平等割ですが、医療分が2万5,300円、支援分7,600円、介護分3,800円、合計3万6,700円、これを右上下段、医療分2万3,600円、支援分7,200円、介護分3,900円、合計3万4,700円に改正したいとするものでございます。金額にして2,000円、率にして5.4%の減となります。

改正の影響につきまして、モデル世帯でご説明したいと思います。表の真ん中、単身世帯の年金収入の場合ですが、左の表の現行に対しまして、右側の表の改正案ですが、金額にして400円の減から1,100円の増、率にしまして2.1%の減から0.3%の増となります。

次のページをごらんいただきたいと思います。

表の2段目、夫婦2人、子ども2人の4人世帯の場合です。現行に比較しまして、改正案になりますが、金額で1,000円から1万9,100円の増、率にしまして1.9%から2.7%の増になります。

今回の保険税の見直しでは、所得の高い方に比較して所得の低い方に負担がかからない改正となっております。また、単身世帯で年金収入のみの軽減世帯の方につきましては、負担額が現行に比べて減ることとなります。

議案資料の45ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年度国民健康保険税の税率改正による試算比較でございます。平成30年度課税実績をもとに改正後の試算をしております。課税のデータにつきましては、令和元年度の住民税の賦課期日前であることから平成30年度の数値、中身としましては、平成29年分の所得額による試算でございます。

初めに、軽減についてご説明申し上げます。

基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額は、5割軽減被保険者数ですが、表の左、軽減の欄の上から2段目、290人で変動なし、2割軽減が230人から233人となると見込んでおります。また、世帯数については、5割軽減世帯が左の軽減の欄の下から4段目、165世帯で変動なし、2割世帯が117世帯から119世帯となると見込んでおります。

軽減額は、基礎課税額が均等割と平等割を合算しまして、表になりますと、左の軽減の下段、②になります。2,300万5,000円から2,273万2,000円になりまして、27万3,000円の軽減額の減となります。これにつきましては、軽減判定所得は拡大しておりますが、平等割が今回の税率改正で値下げとなっているため、軽減額も減ったという経過になっております。後期高齢者支援金等課税額は687万8,000円から695万9,000円となり、8万1,000円の軽減額の増となると見込んでおります。介護納付金課税額は、5割軽減被保険者数が91人で変動なし、それから2割軽減被保険者が74人から76人。世帯数については、5割軽減が72世帯で変動なし、2割軽減世帯が51世帯から53世帯で軽減額が175万4,000円から190万円となり、14万6,000円の軽減額の増となると見込んでおります。

次に、限度超過分についてであります。

まず、基礎課税額であります。今回の改正で限度額を3万円引き上げることによる影響であります。賦課限度額超過世帯、表の左下から2段目、限度超過分の欄の世帯数は70世帯から68世帯になると見込んでおります。限度超過額は4,630万円であります。軽減判定所得及び限度額の改正

並びに国保税率の見直しに伴う基礎課税分の額は、表の下段、課税額計①－②－③の欄ですが、237万2,000円の増となっております。一方、後期高齢者支援金等と介護納付金分については、賦課限度額の改正は行っておりません。軽減判定所得及び国保税率の見直しに伴う影響額は、後期支援金分で33万6,000円、介護納付金分で228万1,000円のそれぞれ増となると見込みであります。

次のページをごらんいただきたいと思います。

最後になりますが、国保の率の見直しを行ったことに伴い、7割、5割、2割の均等割、それから特定世帯及び特定継続世帯以外の平等割及び特定世帯並びに特定継続世帯の平等割の軽減額をそれぞれ改正するものでありまして、金額については一覧表をごらんいただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- 1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。
休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

再開します。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

11番、旗手恵子議員。

- 1、11番（旗手） 一般会計からの当初予算への繰り入れの額なのですが、平成29年度、30年度、31年度、この3年間幾らになっているか、説明をお願いします。

- 1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

- 1、住民課長（齊藤） 平成29年度、一般会計からの繰り入れ1億6,800万円。平成30年度見込み1億2,313万6,000円。令和元年度予算ベースで1億1,607万9,000円でございます。

- 1、議長（堀田） 旗手恵子議員。

- 1、11番（旗手） そのうち赤字分の繰入額というのは、どういう金額になっていますか。

- 1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

- 1、住民課長（齊藤） 平成29年度の赤字繰入額が4,674万8,000円。平成30年度見込みでございます、2,022万円。令和元年当初予算ベースで352万円でございます。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 1点目が議案書の39ページの第2条関係でありますけれども、この賦課限度額については、昨年も4万円引き上げて、いわゆる後期高齢者支援分、介護納付金分を含めると89万円から93万円に増額になっております。今回さらに3万円引き上げて、これが96万円になるということでありまして、1つには平成18年度のこれらの国保税の賦課限度額が幾らだったのか。

もう一点は、この賦課限度額は地方税法で上限規定がございます。本町はずっと地方税法の限度額で改定されておりますけれども、全道でこの賦課限度額93万円未満の低い額、それと自治体数、これが幾らになっているのか、ご説明いただきたいと思っております。

それと、第3条、第5条関係の所得割、均等割の関係でありますけれども、昨年度から都道府県化によって運営主体が北海道になってきておりますけれども、本町においては平成12年度から国保税率、均等・平等割、これは18年間据え置いてきたのですけれども、都道府県化になったことによって、昨年度、それと今回と合わせて2年続けての引き上げとなっておりますけれども、例えば4人家族で年収ベースで450万円ですと、この2年間で5%超の値上げという形になっておりますけれども、例えば他の社会保険、健康保険、年収450万円ですと、この保険料額が幾らになるのか。4人家族の年収450万円の国保税額と社会保険等の年収450万円の保険料、これはそれぞれ幾らになるのか、ご説明いただきたいと思っております。

あと、今回、一部減額等もございまして、総体では引き上げという形になっておりまして、これに伴う改定後の増収分、増収の金額は幾らになるのか、これについてもご説明いただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） ご説明いたします。

まず1点目、平成18年の限度額62万円となっております。

それから、平成30年度の実績でございますが、基準額93万円未満の市町村が26市町村で14.7%、国と同じ基準の93万円以上が151市町村で85.3%になるものでございます。

続きまして、4人家族、年収450万円で、社保ですと大体40歳未満が23万944円、それから40歳以上の家庭でいきますと26万9,696円となっております。それから、今回、予算ベース、シミュレーションでいきますと、ほぼ500万円程度の増収になると見込んでおります。

よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） まず、平成18年度の限度額が62万円ですから、今回96万円ということは、34万円の短期間に大幅な引き上げということが言えるかと思います。

また、この限度額の部分では、いわゆる地方税法で規定の範囲内ということですから、私の調べた範囲では一番低いのが蘭越町、これ77万円なのです。ですから、今年度については状況がわかりませんが、30年度ベースでは93万円に対して77万円と、こういった低く抑えている自治体もあるということでもあります。

今回も3万円の引き上げですけれども、年度初めには厚生労働省はこの額を4万円引き上げる予定でございましたけれども、結果的に直前で1万円下げて3万円の引き上げというふうにとどめたわけですけれども、実際これからまた来年度4万円引き上げると、もう100万円の限度額という形になって、他の健康保険から比べてみても、国保税の負担感、増税感というのは非常にあるかと思うのですけれども、その点についてどのように捉えているか、お答えいただきたいと思います。

それから、35条関係でありますけれども、これも3月の定例会の一般質問でも、あるいは意見書の議決等でも賛同いただきましたけれども、全国知事会でも公費負担の増加を求めておりまして、今現在では他の社会保険と比べると、40歳以下については倍以上国保税が高いという、非常に負担割合が高くなってきております。そういった意味でも、町村会等を通じてやっぱりこれは早急に改善すべきだと思いますけれども、今言ったように、4人家族で年収450万円の世帯が2年連続で5%も負担増となっているということでもありますから、その点も含めてどのように考えているか、お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 限度額の関係でございます。

当広尾町におきましても、平成11年度、それから15年度、それから平成19年度に国の基準より引き下げていたという事実がございます。

ただ、どうしても中間層の方に負担がどうしてもいくことになりますので、何とか中間層の負担を低くするためにも、高額の方の担税能力のある方については、心苦しいのですが、負担をしていただきたいということでございます。

それから、公費の件なのですが、どうしても一町村では広尾町としての公費負担は不可能でございまして、全国の知事会、それから国保団体で常に要望を上げております。国保新聞上でも公費を拡大すべきだということもありますので、引き続き連携しながら、申請というのですか、声を上げていきたいなと思っています。

よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより議案第 38 号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

4 番、前崎茂議員、登壇願います。

1、4 番（前崎） 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に反対討論をいたします。

本案の第 2 条関係の賦課限度額は後期高齢者支援分、介護納付金分を合計すると、現行の 93 万円から 3 万円引き上げて 96 万円になります。平成 18 年度の賦課限度額 62 万円から比べると、10 年余で 1.5 倍超の 34 万円もの大幅な増加となっております。中間所得層の負担軽減を図るため高額所得者に応分の負担を求めるためといいますが、所得割額や応益割額が高過ぎるため、高額所得者とは言えない人まで限度世帯となっております。

道内の平成 30 年度の賦課限度額を地方税法の規定より低く抑えている保険者は 26 市町村、15% に達しております。1984 年には国保の総収入に占める国庫支出金の割合は 49.8%、5 割あったものが 2012 年には 23%、2 分の 1 以上大幅に減額されております。国庫負担の増額なしに限度額を引き上げただけでは、国保財政の窮迫は解決できるものではありません。

また、第 3 条、第 5 条関係では、昨年度から北海道が国民健康保険の運営の責任主体となる都道府県化に移行されたところですが、被保険者の多くが低所得者であるのにもかかわらず、国保税が高いという課題は変わっておりません。

さらに、一般会計からの繰り入れが大幅に削減されたことにより、平成 12 年度から 18 年間据え置かれてきた国保税が、4 人家族の標準世帯では昨年度に引き続き 2 年連続の引き上げとなっております。

加えて、被保険者数が増えることにより均等割額が増加し、他の社会保険制度にはない負担割合が増加しており、被保険者の負担は増すばかりであります。

よって、本案に反対をいたします。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

3 番、北藤利通議員、登壇願います。

1、3 番（北藤） 議案第 38 号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、私は、本案に賛成の立場で討論いたします。

今回の保険税の見直しは、中間所得者層の負担に配慮した保険税賦課限度額の改正、低所得者への軽減拡大を図る改正、保険税率の改正となっております。

保険税率の改正では、低所得者に負担がかからない改正となっております。また、単身世帯で年金収入のみの軽減世帯については、負担額が現行に比べて減ることとなります。

本町は厳しい財政状況にありながら、被保険者の負担を低く抑えるため、過去から赤字繰り入れ

を行ってまいりました。保険税の見直しについて大変心苦しいところではありますが、やむを得ないものと考え、本案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより議案第 38 号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会宣告

1、議長（堀田） これにて令和元年第3回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時25分